



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
7 月 10 日 (金)
第 720 号

目 次

告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	513
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	514
○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止	514
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定	515
○同	515
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定に係る変更	516
○同	516
○保育士登録等の手数料に係る公金事務の委託	517
○予定保安林	517
○解除予定保安林	518
○地籍調査の成果の認証	519
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可	519
○道路の区域の変更	519
○道路の供用開始	520

公 告

○患畜の届出	520
--------	-----

告 示

栃木県告示第373号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により次のとおり公示する。

令和 8（2026）年 7 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	事 業 者 の 名 称 又 は 氏 名	指定居宅サービス事業所		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
		名 称	所 在 地		
0970803383	ソフトケア中部株式会社 代表取締役 佐藤 雄亮	ソフトケア小山	小山市駅南町 2 - 14-17	令 和 8 (2026) 年 7 月 1 日	訪問介護
0972600936	株式会社ヴァティー 代表取締役 牧野 透	ここケア高根沢町 訪問介護	塩谷郡高根沢町宝 積寺二丁目 18 番地 1	令 和 8 (2026) 年 7 月 1 日	訪問介護
0960390227	株式会社 T S U N A G I 代表取締役 齋藤 渚	訪問看護ステー ション T S U N A G I	栃木市昭和町 8 - 5	令 和 8 (2026) 年 7 月 1 日	訪問看護

0960490167	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	訪問看護ステーションあやめ佐野堀米	佐野市堀米町60-1 須田アパートB号室	令和8 (2026)年 7月1日	訪問看護
0960490175	株式会社N・フィールド 代表取締役 郷田 泰宏	訪問看護ステーションデューン佐野	佐野市堀米町608-8 オフィス堀米1階A号室	令和8 (2026)年 7月1日	訪問看護

栃木県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和8（2026）年7月10日

栃木県知事 福田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0960390227	株式会社TSUNAGI 代表取締役 齋藤 渚	訪問看護ステーションTSUNAGI	栃木市昭和町8-5	令和8 (2026)年 7月1日	介護予防訪問看護
0960490167	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	訪問看護ステーションあやめ佐野堀米	佐野市堀米町60-1 須田アパートB号室	令和8 (2026)年 7月1日	介護予防訪問看護
0960490175	株式会社N・フィールド 代表取締役 郷田 泰宏	訪問看護ステーションデューン佐野	佐野市堀米町608-8 オフィス堀米1階A号室	令和8 (2026)年 7月1日	介護予防訪問看護

栃木県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和8（2026）年7月10日

栃木県知事 福田 富 一

介護保険 事業所番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970300935	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会 会長 赤羽根 正夫	栃木市社協北部ヘルパーステーション	栃木市今泉町二丁目1番40号	令和8 (2026)年 5月31日	訪問介護
0970900460	有限会社増徳 代表取締役 増山 剛	マストクデイサービス	真岡市田町1556番地1	令和8 (2026)年 5月31日	通所介護
0970802880	株式会社りぼん 代表取締役	ケアセンターりぼん	小山市神鳥谷一丁目3番4号	令和8 (2026)年	訪問介護

	高根 聖人			6 月 30 日	
0971301429	こころ株式会社 代表取締役 山岸 みゆき	介護センターこころ	那須塩原市宮町 4 番 30 号	令和 8 (2026) 年 6 月 30 日	訪問介護
0972301691	株式会社 S C U D E R I A S E G R E T O 代表取締役 北山 大貴	ヘルパーステーション O R E	下都賀郡壬生町安塚 793 番地 5	令和 8 (2026) 年 6 月 30 日	訪問介護

(高齢対策課)

栃木県告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 7 月 10 日

栃木県知事 福田 富 一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
ウエルシア薬局 栃木駅前店	栃木市境町 1-23	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一	令和 8 (2026) 年 7 月 1 日	育成医療及び 更生医療
スター薬局	足利市小俣町1792-15	有限会社マスマメディ カル 代表取締役 前橋 要宏	令和 8 (2026) 年 7 月 1 日	育成医療及び 更生医療

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
訪問看護ステーションあやめ佐野堀米	佐野市堀米町60-1 須田アパートB号室	株式会社ファーストナース 代表取締役 橋本 真奈歩	令和 8 (2026) 年 7 月 1 日	育成医療及び 更生医療

栃木県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 7 月 10 日

栃木県知事 福田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
とちぎ薬局 長岡店	宇都宮市長岡町835-1	株式会社ジェイピー 代表取締役 渡部 智次	令和 8 (2026) 年 7 月 1 日	精神通院医療

ウエルシア薬局 栃木駅前店	栃木市境町1-23	ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一	令和8(2026)年 7月1日	精神通院医療
フレアス訪問看護 ステーション宇都宮	宇都宮市東今泉2-3-5 株式会社ティエフ シー1北事務所	フレアスカインドケア株 式会社 代表取締役 佐藤 光	令和8(2026)年 6月1日	精神通院医療
訪問看護ステー ションあやめ佐野 堀米	佐野市堀米町60-1 須 田アパートB号室	株式会社ファーストナ ース 代表取締役 橋本 真奈歩	令和8(2026)年 7月1日	精神通院医療
訪問看護ステー ションたねまき	河内郡上三川町しらさ ぎ1-43-3 第一たか はしハイツ101	株式会社オハナサキ 代表取締役 佐藤 慶太	令和8(2026)年 7月1日	精神通院医療
訪問看護ステー ションデューン佐 野	佐野市堀米町608-8 オフィス堀米1階A号 室	株式会社N・フィールド 代表取締役 郷田 泰宏	令和8(2026)年 7月1日	精神通院医療

栃木県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和8(2026)年7月10日

栃木県知事 福田 富 一

指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
訪問看護ステー ションひかり	佐野市関川町775-1 (佐野市奈良渕町309-16安藤アパートE)	株式会社ひかり 代表取締役 新井 淳子	令和7(2025)年 1月8日	育成医療及び 更生医療

※変更年月日欄を除く表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第379号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和8(2026)年7月10日

栃木県知事 福田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自立支援医療 の 種 類
青空訪問看護ス テーション	河内郡上三川町上蒲生 2075-1(河内郡上三 川町上蒲生2203-10)	I N f i n i t y 株式会 社 代表取締役 増村 永善	令和8(2026)年 5月18日	精神通院医療

※変更年月日欄を除く表中の()内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第380号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 （2026） 年 7 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託した公金事務の内容

栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）別表第1の55の2の項から55の4の項までに規定する手数料の徴収

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人日本保育協会

(2) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町1丁目6番地2

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和 8 （2026） 年 4 月 1 日

(2) 委託をした日

令和 8 （2026） 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 8 （2026） 年 4 月 1 日から令和 9 （2027） 年 3 月 31 日まで

(こども政策課)

栃木県告示第381号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 8 （2026） 年 7 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市飛駒町字中木戸川東6-1から6-3まで、字中木戸七ツケ久保4580、4581

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中木戸川東6-1から6-3まで・字中木戸七ツケ久保4580・4581（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 保安林予定森林の所在場所

佐野市秋山町字台山1908、1909-1、1910

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字台山1908（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市上南摩町字室瀬1711、1719、2483から2488まで、2489-2、2490から2496まで、2497-1、2498から2502まで、2503-1から2503-17まで、2504から2522まで、2523-1、2524から2526まで、2528から2535まで、2537から2539まで、2540-1、2541、2542、2543-1、2543-3、2544、2545、2546-1、2547-1、2547-3、2547-4、2548-1、2548-3、2549-1、2549-3、2550、2552から2554まで、2555-1、2556、2557-1、2557-3、2575、2576、字宮内台2456、2460から2462まで、2465から2478まで、2481、2482

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第382号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8（2026）年7月10日

栃木県知事 福田 富 一

I

1 解除予定保安林の所在場所

日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 解除予定保安林の所在場所
日光市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第383号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和 8 （2026） 年 7 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
上三川町	上三川町大字大山の一部	上三川町大字大山の一部 (大山Ⅰ地区)	令和 8 （2026） 年 6 月29日

(農村振興課)

栃木県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和 8 （2026） 年 7 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業名	認可年月日
鬼怒川東部土地改良区	鬼怒川東部地区土地改良（維持管理）事業	令和 8 （2026） 年 6 月30日

(農地整備課)

栃木県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 （2026） 年 7 月10日から同年 8 月10日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 （2026） 年 7 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 一般国道

路線名 国道 123号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		芳賀郡茂木町大字茂木字十石1145から			

	前	芳賀郡茂木町大字茂木字十石1088-4 まで	30.5 ～ 94.6	117.5	
	後	芳賀郡茂木町大字茂木字十石1145から 芳賀郡茂木町大字茂木字十石1088-4 まで	28.2 ～ 139.4	117.5	

栃木県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 8 （2026）年 7 月 10 日から同年 8 月 10 日まで一般の縦覧に供する。

令和 8 （2026）年 7 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 408 号	真岡市西高間木638-3 から 真岡市長田123-1 まで	令和 8 （2026）年 7 月 11 日 15 時

（道路保全課）

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026）年 7 月 10 日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患 畜 の 区 分	頭羽群数	発生の場所 又は 区 域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	小山市	令和 8 （2026）年 6 月 29 日	法令殺

（畜産振興課）